



令和10年4月から改正予定です

遺族厚生年金の受給権がある方の 老齢年金の繰下げ受給について

1 遺族厚生年金

遺族厚生年金とは、一般組合員の方が在職中または退職後に亡くなったときに、その方によって生計を維持されていたご遺族（配偶者、子、父母等）の生活を保障するために支給される年金です。死亡した方の老齢厚生年金（報酬比例部分）の4分の3相当額が支給されます。

※ご遺族の要件等、遺族厚生年金の詳細は「福利厚生ハンドブック（令和7年度保存版）」P46も参照してください。

2 繰下げ受給

老齢基礎年金・老齢厚生年金を希望により65歳よりも遅い時期（66歳以降、75歳まで）から受け取ることができます（繰下げ）。年金額は繰り下げた月数×0.7%の割合で増額した年金を受給できる制度です。

※繰下げ受給の詳細は「福利厚生ハンドブック（令和7年度保存版）」P43も参照してください。

遺族厚生年金の受給権がある方の老齢年金の繰下げ受給について

令和10年4月から、遺族厚生年金を請求できる方が65歳になり、ご自身の老齢年金を繰下げ受給する際の取扱いが変更されます。

現行制度

原則として^{*}、66歳に到達した日以前に遺族年金等を受け取る権利を有した場合は、**老齢年金を繰り下げて受給することができません。**

また、66歳に到達した日後の繰下げ待機期間中に遺族年金等を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定され、老齢年金の請求の受付を遅らせても増額率は増えません。

※65歳に到達する前に遺族年金等を受け取る権利を失権していた場合は、老齢年金を繰り下げて受給することができます。

改正後（令和10年4月から）

令和7年の法改正により、令和10年3月31日時点において、遺族厚生年金を受け取る権利を有しており、かつ、65歳に到達していない方（昭和38年4月2日以降生まれ）は、以下のとおりとなります。

- 老齢基礎年金は、**遺族厚生年金の請求の有無にかかわらず、繰下げ請求することができるようになります。**
- 老齢厚生年金は、**遺族厚生年金の請求を行っていない場合に限り、繰下げ請求することができるようになります。**

経過措置

現行制度において、遺族厚生年金の受給権を有し65歳に達していない方は、当該遺族厚生年金の請求を行わない場合、令和10年4月1日以後に、老齢厚生年金の繰下げの申出を行うことが可能になります。

改正により、老齢基礎年金は、遺族厚生年金を請求する・しないにかかわらず、繰下げができるようになります。老齢厚生年金は、遺族厚生年金を請求していない場合に限り、繰下げができるようになります。



老齢基礎年金

現行制度

遺族厚生年金の
受給権者
繰下げ**不可**

改正後

遺族厚生年金の請求
の有無にかかわらず、
繰下げ**可能**

老齢厚生年金

現行制度

遺族厚生年金の
受給権者
繰下げ**不可**

改正後

遺族厚生年金を受給し
ていない場合に限り、
繰下げ**可能**

遺族厚生年金制度は、令和10年4月から「有期年金化」等の見直しが見込まれていますが、今後、詳細が確定次第、随時お知らせします。

問合せ先

給付貸付課年金担当

☎03-5320-6828